

## 松本市被災者生活再建支援制度について

- 1 松本市被災者生活再建支援制度とは  
国の被災者生活再建支援法の対象とならない被災者に対して、国の支援制度と同様の支援を行えるよう、長野県が市町村と一緒に作った支援制度です。
- 2 適用要件  
自然災害により、住家半壊1世帯以上の被害が生じた場合適用となります。
- 3 対象の世帯  
自然災害により、半壊以上の被害を受けた世帯。ただし、被災者生活再建支援法に基づく支援を受ける世帯は除きます。
- 4 支援金の支給額  
支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。  
①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）  
②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

(単位：万円)

区 分		基礎支援金	加算支援金	計 ①+②
		住宅の損害程度	住宅の再建方法	
		①	②	
複数世帯 (世帯の構成員が複数)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入 200	300
			補修 100	200
			賃借 50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃借 50	100
半壊世帯	50	—	50	
単数世帯 (世帯の構成員が単数)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入 150	225
			補修 75	150
			賃借 37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃借 37.5	75
半壊世帯	37.5	—	37.5	

- 5 申請に必要なもの  
(1) 申請書 (2) 罹災証明 (3) 住民票 (4) 預金通帳の写し  
(5) 「加算支援金」を同時に申請される場合は、住宅の再建方法（住宅の建設・購入、補修または賃借）に応じ、そのことを確認できる契約書等の写し
- 6 支援金の申請期間

- (1) 基礎支援金 発災日から13ヶ月
- (2) 加算支援金 発災日から37ヶ月